デジタル訓練促進費（デジタル資格取得コース）

の対象となる事業の概要について

令和６年 11月11日

デジタル訓練促進費（デジタル資格取得コース）の対象となる事業の概要については、下記のとおりとします。

※支払要件の詳細及び留意点等は別紙を参照。

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　　容 |
| １ 事業内容 | デジタル分野の訓練を実施する委託先機関に対して、資格取得率及び就職率の要件を満たす場合は、報償費の支給（全期間について１人月当たり**10,000円（外税）**の上乗せ）を行う。 |
| ２ 対象訓練 | 次のいずれも満たすこと  (1) 知識等習得訓練コース、ｅラーニングコース及びデュアルコースで、ソフトウェア開発やWEBプログラミング、ネットワーク構築、システム運用管理、ネットワークセキュリティ対策、WEBデザイン等に係る技能等を付与する訓練コース  (2) 令和10年3月31日までに訓練を開始するコースとする。 |
| ３ デジタル訓練促進費の支給要件 | 詳細は別紙※１を参照 |
| ４ 上乗せのための手続きおよび要件 | (1) 企画提案募集時にデジタル資格取得計画書（様式１３）を提出すること。（契約後に提出する場合は契約変更すること）  (2) 訓練終了後100日以内に資格取得状況報告書（別紙２４）及び資格取得証明書類（合格証の写し等）を提出すること。  　　なお、別紙24については、支給要件を満たさなかった場合にも提出すること。  (3) 就職支援経費支給基準に基づき、訓練修了日の翌日から起算して３か月を経過した日までの訓練修了者（就職による中途退所者を含む。）の就職状況について、訓練修了者からの書面（就職状況報告（別紙１－２）等）の提出により把握のうえ、報告期日までに委託者に報告していること。 |
| ５ 支給時期 | 訓練期間が３箇月を超える場合、委託訓練実施要領（以下要領）第１章第11(3)により３箇月毎に訓練実施経費を支払うことは可能であるが、デジタル訓練促進費は訓練終了後に支払うこと。 |
| ６ その他 | 支払いについては要領第１章第11「委託費の支払い」を準用することによって得た額とすること。 |

１　デジタル訓練促進費の支給要件

別紙１

　次の(1)～(3)全ての要件を満たす場合に支給するものとする。

　（１）訓練コース要件

下記の①又は②のいずれかであること。

　①ITスキル標準（ITSS）で定めるレベル１以上の資格（NPO法人スキル標準ユーザー協会が作成する「ITSSのキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」に掲載されているものとする。）の取得を目指す訓練コース

　※別紙２参照

　②WEBデザイン関係の資格の取得を目指す訓練コース

　※別紙３参照（今後修正の可能性あり）

　（２）実績要件

　　　上記（１）①については資格取得率が３５％以上、（１）②については資格取得率が５０％以上であること。

新規資格取得者

　　※　資格取得率 ＝　 　　　　　　　 　　　　　 ×１００

訓練修了者数 ＋ 就職のために中退した新規資格取得者

　「新規資格取得者」とは、訓練修了者又は就職のために中退した者であって、訓練コースの目標に設定された資格について、訓練開始日以降で、かつ、訓練修了日の翌日から起算して３箇月以内（就職のために中退した者については中退日まで）に取得した者とする。ただし、訓練受講者が複数の資格を取得しても、新規資格取得者としては１人として数える。なお、訓練コースの目標に設定された資格の全てを既に取得している者が、当該訓練コースを受講した場合は、資格取得率の算定から除外することとする。

（３）就職率

　　デジタル訓練促進費就職率が７０％以上の訓練コースであること。デジタル訓練促進費就職率の算定方法は、就職支援経費就職率と同様とする。

対象就職者数

※デジタル訓練促進費就職率 ＝　 　　　 　　　　　　　　　　　　×１００

　　訓練修了者数 ＋ 対象就職者数のうち就職のための中退者

２　報償費支給の考え方

　　　　　訓練実施経費の上限はあくまで５万３千円で、訓練実施費と別にデジタル訓練促進費として１万円を報償費として支給するものです。

　　　　　また、結果的に上乗せの要件を満たさなかった場合、デジタル訓練促進費を除く訓練実施経費のみの支払となります。

※デジタル訓練促進費のうち「デジタル資格取得コース」と「DX推進スキル標準対応コース」の要件を併用したコースの設定も可能であるが、双方の要件によるデジタル訓練促進費の併給はできないものとし、これらを併用したコースの場合は、「デジタル資格取得コース」の要件によるデジタル訓練促進費を優先的に支給する。

３　各種コースにおける留意点

　　下記に該当する場合、デジタル訓練促進費（10,000円）を訓練設定時間の割合で按分する。

　（１）知識等習得コースのうち、１月当たりの訓練設定時間が100時間未満のもの（祝日、お盆及び年末年始の休校日が該当することにより100時間未満となる場合を除く）。

　（２）育児等との両立に配慮した再就職支援コースのうち、１月当たりの訓練設定時間が80時間未満のもの。

　（３）ｅラーニングコースとして実施する場合は１月当たりの訓練設定時間が54時間未満のもの。